

川島町

新庁舎建設に関する

住民投票条例案を否決

5月14日から19日までの会期6日間で臨時議会が開催されました。この臨時議会では、専決処分の承認2件と、町民が直接請求した住民投票条例案の3議案について審議され、16日の本会議では、請求代表者3名の意見陳述が行われました。主な内容を報告します。

議案の審議結果

（議案第30号）

川島町新庁舎建設に関する住民投票条例の制定について

賛成少数 原案否決

■（修正動議）

議案第30号川島町新庁舎建設に関する住民投票条例の制定についてに対する修正動議

賛成少数 否 決

川島町新庁舎建設に関する住民投票条例の制定については、賛成少数により否決されました。また、住民投票条例制定に対する修正案（発議者／議員1人）が委員会に提出され、本会議にも修正案（発議者／議員2人）が提出されましたが、いずれも賛成少数により否決されました。住民投票条例制定請求の要旨、町長の意見書（全文）、本会議での討論等を紹介します。

●住民投票条例制定請求の要旨

川島町では、現在新庁舎の建設計画が進められています。しかし、その計画の内容および計画の進め方に

ついて、町民に十分な説明責任が果たされているとは言えず、町民からは以下のようないかねる指摘や批判的な意見が出されています。
 ①場所、床面積、建設費について見直して欲しい。
 ②人口減少や川越市との合併を考慮し必要最小限にして欲しい。
 ③展望ホール、吹き抜け、広大な待合室、ベースや曲線の庁舎は絶対反対。
 ④水没することが予想される場所でない所に建設すべき。
 ⑤8億円もの借金を子孫に残したくない。

以上のことから、川島町の新庁舎建設については、その計画の賛否を改めて問う機会を確保する必要があります。よって、ここにその是非を問う条例の制定を求めるものです。

●住民投票条例案に対する町長の意見書

◆条例提案の要旨

はじめに、川島町新庁舎建設に関する住民投票条例案（以下「住民投票条例案」という。）は、地方自治法第74条第1項の規定に基づく川島町新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定を求める直接請求によるものであります。

町の庁舎については老朽化などが問題となっていたことから、平成元年に庁舎建設及び整備基金を設置し、将来の新庁舎建設に係る財政的負担への備えを行つてきましたことに始まります。

平成17年8月には現庁舎の耐震診断を実施した結果、建物の耐震性能を示す構造耐震指標値（IS値）が0・47と耐震性能が不足し、震度6強の地震により倒壊の恐れがあると判明したため、必要性に迫られる形で平成18年度から平成24年度まで足掛け7年の歳月をかけて新庁舎建設の検討を重ねてまいりました。

平成18年度には、「川島町庁舎建設等検討委員会」を設立し、現庁舎の現状と今後のあり方について審議を重ねました。その結果、老朽化の進行に歯止めが掛けられない現庁舎の耐震補強については、費用対効果の点で否定的な意見が大勢を占め、住民サービスの拠点として、バリアフリーを含めた使いやすさの向上を図るべきとの観点から「新庁舎を建設する方向で前向きに取り組む必要がある。」との審議結果を得まして、現庁舎の建て替えを前提とする新庁舎建設を研究する方向にまとまりました。

平成20年度においては、基本構機能と議会機能等も含めた総合的な庁舎を検討するということで基本構想案の審議・検討を重ね、平成23年3月に「川島町新庁舎建設基本構想に基づき、新庁舎の建設に取り組む必要がある。」との報告がなされました。その後、平成24年度に改めて設置されました「川島町新庁舎建設検討委員会」からは、公募による6名の

【条例案の審査の流れ】

月	日	日 程	会 議 内 容
5月14日	本会議	・会期の決定	
		・意見を附けて提案理由説明	
		・意見陳述を行う日時、場所、人数、発言時間の決定	
		・意見陳述（3名30分以内）	
5月15日	休 会	・質疑	
5月16日	委 員 会	・委員会付託	
		・議案審査（参考人3名及び執行部への質疑・採決）	（閉庁）
5月17日	休 会		（閉庁）
5月18日	休 会		
5月19日	本会議	・委員長報告	
		・討論、採決	

一般町民の方々にも参加いただき、基本計画の内容である新庁舎の規模や位置などを検討していただき、新庁舎の延床面積を4,800m²程度、建設位置はコミュニティセンター周辺とし、その当時試算された事業費は税抜きで21億8,300万円として、平成25年2月に基本計画を策定しております。

そして、平成25年度においては、この基本計画に基づく新庁舎設計業務プロポーザル審査を実施し、公開された設計者に新庁舎建設設計業務を委託し、基本設計・実施設計を進めてまいりましたが、基本設計完成時に本体工事費を税抜きで17億8000万円のほか外構工事費や町民会館北側駐車場整備費、現庁舎解体費などを含んだ概算事業費として税込みで25億7,906万円を試算し、公表しております。

◆情報の公開

また、平成24年度の新庁舎建設検討委員会からは、町民の皆様に対しまして、会議の傍聴、会議資料の配布及び議事録の公開など情報公開に努めるとともに、節目においては、広報紙とともに基本計画概要版や基本設計概要版の全戸配布、住民説明会の開催及び町民コメント制度の実施など町民の皆様のご意見を聴取す

◆議会の対応

一方、議会におかれましては、平成18年度の検討当初から各検討委員会に参画されるとともに、議会内において研究会、協議会、議員検討会などを設置され精力的に研究・検討を進めていただきました。

更に、平成26年2月臨時議会においては、「川島町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例」について、特別多数議決による議決をいたしましたが、同年3月議会では新庁舎建設関連予算を含む平成26年度当初予算案の議決及び新庁舎建設計画の見直しを求める「川島町新庁舎建設の見直しに関する請願書」の不採択と、議会としての意思を明白にお示しいただいているところであります。

◆時間をかけて丁寧に議論

以上のように、新庁舎建設は、防災拠点機能や行政拠点機能の在り方、今後のまちづくりや財政計画など多面的・総合的に検討したうえで判断する必要があるため、単に事業に対する賛否の多寡を問う方法ではなく、平成18年度から時間をかけて丁寧に議論を重ね、町民の皆様や議会の理解を求めながら、手続きを進めてきたものであります。

2 住民投票条例案の内容に対する疑問点及び問題点

◆条例の目的と請求の要旨との整合

次に、本住民投票条例案について意見を申し上げます。

まず、第1条では住民投票条例制定の目的を「川島町新庁舎建設基本設計に基づく川島町庁舎の建て替え」の是非について、「町民の賛否の意思」を明らかにすることと規定しておりますが、「住民投票条例制定請求の要旨」には、「①場所、床面積、建設費について見直して欲しい。」、「②人口減少や川越市との合併を考慮し必要最小限にして欲しい。」及び「④水没することが予想される場所でない所に建設すべき。」と平成24年度に策定した基本計画の内容に言及しており、本条例の目的である基本設計の賛否を問う内容と請求の要旨との整合が図られておらず、その内容が反映した条例案となつておりません。

そのため、本条例案で住民投票を実施した場合、その投票結果が基本設計に対するものか、基本計画に対するものか判然とせず、投票結果をもって住民の賛否の意見を明らかにするとした目的を達し得ないと考えます。

また、条例制定の目的に「町民参画による町行政の民主的かつ健全な運営を図ること」としていますが、これまでの経過において述べたとおり、町ではさまざまな機会を通じ町民の皆様のご意見を拝聴させていたりおり、かつ「民主的かつ健全」に新庁舎建設を進めてきたものと考えており、当該規定は本条例制定の目的に合致しないものと考えます。

◆住民投票の方法

次に、第2条では、住民投票は選択肢を設けて行う旨の規定となつており、「川島町新庁舎建設基本設計（案）に賛成」または「反対」をもつて、町民の意思を確認するものとしております。また、第7条第2項では「選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら〇の記号を記載し」と規定しております。しかしながら、これらの表記のみでは、「新庁舎建設基本設計（案）のみの是非を問う内容となり、「住民投票条例制定請求の要旨」に記載された、場所や規模を問題とするのか、財政負担を問題とするのか、新庁舎を建設すること自体とする目的が達成できないものと考えられます。

◆投票資格者の法的根拠

次に、第5条において投票資格者の規定が定められていますが、第2号に規定されている「外国人登録法」は平成24年7月9日を以って廃止された法律であります。そのため、住民投票において最も重要な投票資格者の規定が法的根拠を欠くものとなり、そもそも、援用規定が不備な条例については、制定し得ないものと考えます。

の成立要件たる投票率に関する規定が定められておりません。第1条において「町民の賛否の意思を明らかに」とし、第16条において「住民投票の結果を尊重するものとする」と規定していることを考え合わせると、住民投票の成立要件となる最低投票率を設ける必要があると考えられます。

◆規則への委任

さらに、本住民投票条例案の第7条、第8条、第14条及び第17条において、規則への委任に関する規定が見られます。しかし、本住民投票条例案に關する具体的な規則の案は示されておらず、適切な住民投票の執行は困難であると考えられます。

3 条例案に対する考え方

最後となりますが、当町においては町民の皆様への新庁舎建設にかかる説明責任は十分に果たしたものと自負しております。また、今日の地方自治制度の根幹である議会制民主主義に基づき、町民代表である議会とも十分に議論を尽くして決定したものですので、新たに「川島町新庁舎建設に関する住民投票条例」を制定して住民投票を実施する必要はないと考えるものであります。

◆住民投票の投票率

また、この条例案には、住民投票

◆町長の予算執行権

また、第16条第2項における「新庁舎建設予算の執行は凍結するもの

● 計論

原案賛成議員

今回の条例案の真の目的は、町民の声を聞いてほしい、計画を見直してほしいというものであります。庁舎建設そのものに反対していないのが前提です。

署名活動は、多くの方々が自主的に参加され、有権者の3割近い署名が集まつたものです。「住民投票によつて住民の意思を決める」という、これほどはつきりした町民の行動はありません。

庁舎の建設費は、税金で賄われます。町民の理解が不足している現状で、急ぐ必要はないと考えます。立ち止まつて町民と対話して、何らかの方策を考えながら建設すべきであると思います。

修正案賛成議員 この条例案は、町長が意見書の中で不備として指摘した事項をすべて修正した条例案であり、賛成いたします。

修正案賛成議員 町民の方は素人であり、その方から出された条例を不備だというは理解できません。8人の請求代表者から意見、要望を確認したうえで、委員会にも修正案を提出しました。原案で規定のなかつた最低投票率を3分1に修正し、投票資格者の規定については、外国人登録法に関する条文を削除、庁舎建設予算の執行を凍結するという条文

は、町長の予算執行権のため、削除しております。本修正案に賛成いたしました。

【各議員の賛否】 「○」は賛成、「×」は反対を表しています。

議 案		議 員 員 氏 名										審議結果						
		新井 悦子	栗岩 輝治	石川 征郎	飯野 徹也	森田 敏男	爲水 順二	土屋 祥吉	佐藤 芳男	吉田 豊子	尾崎 宗良	道祖土 証	山田 敏夫	小高 春雄	菊地 敏昭	一 —	可 可	決 決
町 提 出	議案第28号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可	決	
	議案第29号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可	決	
	議案第30号	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	—	否	決	
	議案第30号に対する修正動議	×	○	×	×	×	×	欠	×	×	×	○	×	×	—	否	決	

(※議員名は、議席順となっております。)

原案及び修正案反対議員 5035人の署名は、議会としても重く受け止めなければならぬが、条例案の直接請求は、長と議会に認められた発案件の例外であり慎重に進めるべきであります。今回の条例案は、法秩序を逸脱している部分もあり、条例として成立し得ない状況のため、町議会議員の公職にある身としては、議員の見識も問われることになり、容認できる案件ではありません。

また、修正案については、原案の条例案で趣旨、目的等を十分説明して内容を理解していただいたうえで5千人を超える署名を集めた重みを考えると、内容に不備があつたとはい、議会に修正を求めるべきでは

その他の議案

■(議案第28号)

専決処分の承認を求める」とについて(川島町国民健康保健税条例の一部を改正する条例)

全員賛成 **原案承認**

■(議案第29号)

専決処分の承認を求める」とについて(川島町国民健康保健税条例の一部を改正する条例)

議会報編集委員会

相談役	菊地 敏子	栗井 慶子	新井 悅子	岩井 悅子	岩井 悅子	爲水 昭子	森田 美子	土屋 宗子	尾崎 吉子	尾崎 吉子	佐藤 宗子	佐藤 宗子	佐藤 宗子
委員長	菊地 敏子	栗井 慶子	新井 悅子	岩井 悅子	岩井 悅子	爲水 昭子	森田 美子	土屋 宗子	尾崎 吉子	尾崎 吉子	佐藤 宗子	佐藤 宗子	佐藤 宗子
副委員長	菊地 敏子	栗井 慶子	新井 悅子	岩井 悅子	岩井 悅子	爲水 昭子	森田 美子	土屋 宗子	尾崎 吉子	尾崎 吉子	佐藤 宗子	佐藤 宗子	佐藤 宗子

ないと考えます。